

「戸籍とマイナンバー」学習会 シリーズ②

戸籍情報の連携と マイナンバー制度導入の 危険性

報告：井上和彦（共通番号いらないネット）

2018.7.12 於：東京・渋谷 千駄ヶ谷区民会館

2019年通常国会に戸籍法の改定法案が提出されることになったようです。この法改定案は、戸籍に「マイナンバー」を導入することを含んでいます。法改定に向けた政府・法務省の考え方と今まで進められてきた戸籍のシステム化・ネットワーク化の動き、そして戸籍とプライバシーの関係や韓国の家族関係登録法／個人登録法について、共通番号いらないネットスタッフの井上和彦さんのお話（戸籍とマイナンバー学習会② 2018.7.12）をまとめました。



○本文構成・スライドと注作成：いらないネット Web エンジン（KT&NT）

<もくじ>

- I 戸籍へのマイナンバー導入の経過
- II 法務省民事局における戸籍情報ネットワーク化の経緯
- III 戸籍の法・制度上の目的と戸籍情報連携システム
- IV 戸籍情報とプライバシー
- V 戸籍とは別の個人登録制度の可能性

<参考資料（オンライン）>

法制審議会配布資料「戸籍法の改正に関する要綱案」

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500033.html>

学習会② レジューメ（PDF）

<http://www.bango-iranai.net/news/pdf/247-20180712-KosekiStudySeries2resume.pdf>

学習会② 配布資料（その1）（PDF）

<http://www.bango-iranai.net/news/pdf/247-20180712-KosekiStudySeries2Docs-1.pdf>

学習会② 配布資料（その2）（PDF）

<http://www.bango-iranai.net/news/pdf/247-20180712-KosekiStudySeries2Docs-2.pdf>

<戸籍とマイナンバー学習会①（オンライン）>

法務省戸籍制度研究会「最終取りまとめ」を読む（原田報告）

<http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=219>

「家単位」の国民管理 vs 「個人単位」の国民管理（遠藤講演）

<http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=214>

日本人が初めて経験する「個人単位」の国民管理をめぐって（質疑討論）

<http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=213>

I 戸籍へのマイナンバー導入の経過

司会（宮崎俊郎） 私たちは2017年10月、戸籍研究者の遠藤正敬さん（早稲田大学台湾研究所）と、原田富弘さん（共通番号いらないネットスタッフ）を講師として、戸籍とマイナンバーの学習会を行いました。遠藤さんには戸籍制度に光を当ててのお話、原田さんからは法務省の法制審議会戸籍法部会の議論の内容についての報告をしていただきました*1。

今日の学習会は、マイナンバー制度が導入されることによって、戸籍制度がどのように変わっていくのかという辺りを含めて、私たちがいかに立ち向かっていけばいいのかということを考える際の、最も基本的な議論をしたいということで、井上和彦さん（共通番号いらないネットスタッフ）が報告をします。

井上 ご紹介いただきました「共通番号いらないネット」の井上と申します。ずっと戸籍とか住民票の問題を追いかけてきていまして、住基ネット、そして今、マイナンバーということでやっています。

先ほどお話がありましたけれども、2017年10月に、原田富弘さんと遠藤正敬さんが講師で、戸籍とマイナンバーの学習会を行いました。法務省の研究会などが開かれて最終の取りまとめのようなものが出たのがちょうどこの時期でした。それを踏まえた話を原田さんのほうでしていただきました。研究会を引き継いだ法制審議会の議論の論点は、この10月の学習会の主として原田さんのお話でほとんど話されていますので、私からは、その後の経過も含めて調べたり考えたりしてきたことを、ちょっと古い情報も含めて報告したいと思います。

お手元に配布資料があります*2。そのNo.1がレジユメ*3ですので、これにそってお話をしていきたいと思います。

最初にこれまでの流れをおさらいします。

1 政府（首相官邸・内閣）レベルの準備

番号法が成立したときの附則第6条で利用拡大がすでに予定されていて「施行後3年を目途として、個人番号の利用及び情報提供のネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること」等を検討することが織り込み済みになっていました*4。

こうしたことを受けて、2014年の5月にIT総合戦略本部マイナンバー等分科会で「中間とりまとめ」を出し*5、戸籍事務等について、マイナンバーの利用範囲に追加することが報告をされ、その年の11月に検討状況の報告がされ、戸籍事務についてマイナンバーの

利活用や戸籍事務を処理するためのシステムの在り方等について検討するため、法務省に研究会を立ち上げて法制審議会への諮問をめざすということが決定しています。

戸籍情報の連携とマイナンバー制度導入の危険性 (1)

政府の動き

- ・ 番号法成立時の附則第6条で利用拡大予定
- ・ 2014年05月20日
IT総合戦略本部マイナンバー等分科会
「中間とりまとめ」
- ・ 2014年11月11日
IT総合戦略本部マイナンバー等分科会
検討状況報告

レジ
ユメ

2 法務省の動き——戸籍事務へのマイナンバー制度導入

これを受けて、法務省の戸籍事務へのマイナンバー制度導入の検討が始まっていくわけです。ひとつが「戸籍制度に関する研究会」で、もうひとつ、それと時期的にほとんどがぶるような形で「戸籍システム検討ワーキンググループ」が立ち上げられて、2017年の8月、7月にそれぞれ最終の取りまとめが出ました*6,*7。それを受けて、今度は法制審議会の「戸籍法部会」のほうにバトンタッチをして、同じく10月から、2019年の通常国会、早ければ2018年の秋の臨時国会に戸籍法の改正案を提案するための議論が進められています*8。

戸籍情報の連携とマイナンバー制度導入の危険性 (2)

法務省の動き

2014年10月～2017年8月：
戸籍制度に関する研究会

2015年6月～2017年7月：
戸籍システム検討ワーキンググループ

2017年10月20日～：
法制審議会戸籍法部会

2018年4月～6月：法務省法制審議会戸籍法部会
「戸籍法の改正に関する中間試案」
パブリックコメント募集

- ・戸籍事務内連携
- ・戸籍へのマイナンバー導入=ネットワーク連携

レジ ユメ

法制審議会戸籍法部会中間試案

その法務省法制審議会戸籍法部会の中で、2018年4月に「戸籍法の改正に関する中間試案」*9が取りまとめられて、5月から6月までパブリックコメントの募集が行われました。一番厚い資料「戸籍法部会資料7『戸籍法の改正に関する中間試案』に対して寄せられた意見の概要」（学習会②配布資料（その2）に収録）*10が、その中間試案とそれに対して寄せられた意見をまとめたもので、たぶん2018年7月11日、法務省のホームページにアップされたと思います。

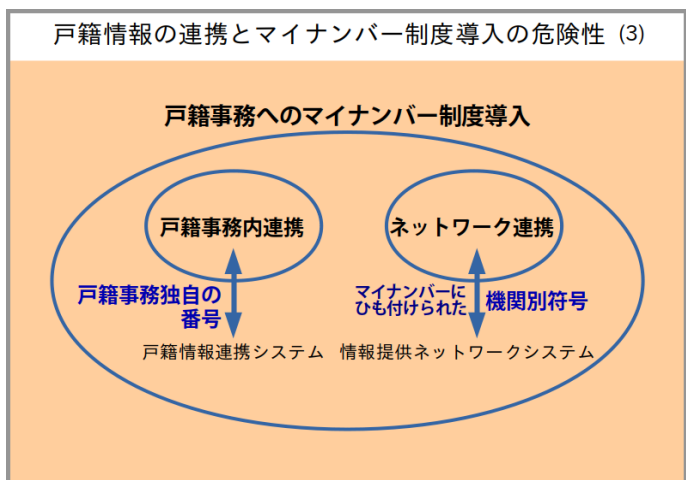
この中間試案のp.1「（試案前注）」に、戸籍事務へのマイナンバー制度導入について概略が書かれていて、これを私のほうで表にまとめたのが、「戸籍事務へのマイナンバー制度導入」（学習会②配布資料 p.1）です（次ページ表を参照）。**マイナンバーの導入**

——戸籍事務内連携とネットワーク連携

最初に、戸籍事務へのマイナンバー制度導入とはどういうことを言っているのかというと、以下の2つの情報連携を可能にするための仕組みを導入することの総称が戸籍事務へのマイナンバー制度導入なのだということです。

2つの情報連携とは、「**戸籍事務内連携**」

と「**ネットワーク連携**」と呼ばれていて、それぞれ、「**戸籍情報連携システム**」、マイナンバーのほうの「**情報提供ネットワークシステム**」を使って情報連携を行うということで、この2つを総称して**戸籍事務へのマイナンバー制度導入**と言っています。



戸籍事務へのマイナンバー制度導入

戸籍事務へのマイナンバー制度導入	以下の二つの情報連携を可能とするための仕組みを導入することの総称	
連携情報とは	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍内の各人について戸籍により得られる情報によって作成される個人単位の情報（戸籍の記載事項のほか、親族関係を明らかにするもの。） ・親族関係を明らかにする情報については、親族関係符号（親子関係・夫婦関係を示す記号であって、当該親子間・当該夫婦間でそれぞれ同一の記号）を付す 	
中間試案における名称	戸籍事務内連携	ネットワーク連携
情報連携に用いるネットワークシステム	戸籍情報連携システム（仮称）（戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用）	情報提供ネットワークシステム
情報連携の効果	戸籍届出の際の戸籍証明書添付不要、市区町村間の戸籍情報の電話確認・戸籍証明書の公用請求不要 → 国民の利便性向上・行政事務効率化	行政事務で戸籍証明書の添付省略（児童扶養手当事務、年金事務、旅券事務を所管する各省と協議中） → 国民の利便性向上・行政事務効率化
管理者	法務大臣	総務大臣
情報連携に用いる番号	戸籍事務内の番号	機関別符号
提供する情報	連携情報	連携情報のうち、個人を特定する基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を含まない情報
データの保存		中間サーバーに格納
戸籍情報とマイナンバーとの紐付け	<p>以下の案を基本として、関係府省間で協議中。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本籍地市区町村の求めに応じ、住所地市区町村が本籍地市区町村に対し住民票コードを提供 (2) 本籍地の市区町村で管理している戸籍の附票に住民票コードを記載 (3) 法務省の求めに応じ、戸籍情報連携システム（仮称）に当該住民票コードを送信 (4) 法務省が当該住民票コードを用いてマイナンバー制度における情報連携に用いる機関別符号を受信して戸籍情報と結合させる 	

（法務省民事局「戸籍法の改正に関する中間試案」2018年5月に基づき作成）

「連携情報」：戸籍記載事項と親族関係の情報

この中で「連携情報」という言葉が出てくるのですが、「連携情報」とは何かというと、「戸籍内の各人について戸籍により得られる情報によって作成される個人単位の情報」とこの中では呼んでいます。そこには、個人の戸籍の記載事項のほか、親族関係、つまり夫婦関係とか親子関係を明らかにする情報も載ることになっています。

親族関係情報を表す「親族関係符号」

個人単位で作られる情報で親族関係をどういうふうに表すのかというと、「親族関係符号」というのを付けるとあります。親子関係・夫婦関係を示す記号であって、当該親子間・当該夫婦間でそれぞれ同一の記号を付けるのだと説明がされています。

戸籍事務内連携は独自の番号を使い

ネットワーク連携は機関別の符号を使う

そして、連携情報に用いる番号というのが下のほうに書いてありますけれど、戸籍事務内連携で使う番号というのは戸籍事務内の番号を使って情報連携をするということで、こっちについてはマイナンバーは使わない。ネットワーク連携のほうは機関別の符号を使って連携をするということです。

戸籍事務内連携ではすべての情報をやり取りする

その情報連携の中でやりとりされる情報は何かというと、戸籍事務内の連携については、その連携情報すべてをやりとりする。一方、ネットワーク連携、マイナンバー制度のほうでやりとりされるのは、連携情報のうち、個人を特定する基本4情報——氏名、生年月日、性別、住所を含まない情報をやりとりするのだとされています。

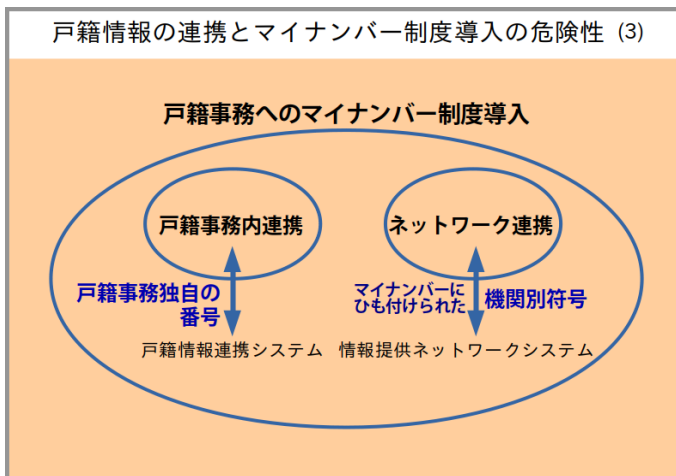
戸籍法部会では、マイナンバー制度を導入する話をあまり議論していない

今回出された中間試案やそれまでの研究会のやりとりを読んでいくと、ほとんど戸籍事務内連携——戸籍事務をネットワーク化して市区町村間でやりとりする連携の話ばかりで、マイナンバーを使ったりマイナンバー制度を導入するという話があまり出てこないんです。

「番号制度を導入しなくても、戸籍事務の利便性の向上は図れる」

レジュメの2014年10月29日のところですが、「戸籍制度に関する研究会」第1回が開かれたときの議事要旨に、委員の名前は出てないので誰が発言したかわからないんですけど、こういった発言が載っていました。

「番号制度を導入しなくても、戸籍副本データ管理システムに全国の市区町村のシステムをつなげること等により、戸籍事務の利便性の向上は図れるのではないか。解決すべき課題が先にあって、そのために番号制度を利用するのなら良いが、番号制度を導入すれば、これもできますよといった議論は本末転倒だと思う。戸籍のオンラインが普及していないとの説明があったが、これは平成16年に住基ネットが導入された際、ニーズがないにもかかわらず、あらゆる行政手続のオンライン化を進めたためであり、ニーズがなければ結局普及することはない」



我々が言ってもおかしくないようなことをこの研究会のメンバーの方が発言していて、あまりマイナンバーに乗り気じゃないなというのが読み取れます。

法務省はマイナンバー導入に消極的だった

それから、弁護士の清水勉さんが『住民と自治』という自治体向けの情報誌に、「戸籍事務にマイナンバー制度を導入することの問題点」という論文^{*11}を寄稿していて、その中でも、

「マイナンバー法案が議論されていた当時、法務省が戸籍事務にマイナンバー制度を導入したがついていないという話を聞いたことがない」

「政府にせつけられた法務省は、2014年10月、有識者15名で構成される戸籍制度に関する研究会を発足させた」

「法務省が戸籍制度へのマイナンバー制度の導入についてどのような意気込みで臨んでいるかは、第1回研究会のときに委員に配布された、『戸籍制度に関する検討課題』と題する資料を読むとわかる。戸籍制度を電算化して運用を効率化したいという考えは鮮明に出ているが、他方、マイナンバー制度の導入については積極的とは思えない」

と書いています。

NOTE (1章)

- *1 戸籍とマイナンバー学習会 シリーズ①
 - » [「法務省戸籍制度研究会「最終取りまとめ」を読む」](#) (原田報告)
 - » [「「家単位」の国民管理vs「個人単位」の国民管理」](#) (遠藤報告)
 - » [「日本人が初めて経験する「個人単位」の国民管理をめぐって」](#) (討論)
- *2 » [学習会② 配布資料 \(その1\)](#) » [学習会② 配布資料 \(その2\)](#)
- *3 » [学習会② レジユメ](#)
- *4 » [行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 附則第6条](#)
- *5 IT戦略本部 » [第5回 マイナンバー等分科会議事次第](#) 所収の「IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会 マイナンバー等分科会中間とりまとめ (案)」
- *6 法務省 » [戸籍制度に関する研究会第22回](#) 所収の「資料22 戸籍制度に関する研究会の最終取りまとめについて」参照
- *7 法務省 » [戸籍システム検討ワーキンググループ第21回会議](#) 所収の「戸籍システム検討ワーキンググループ最終取りまとめ」参照
- *8 法務省 » [「法制審議会戸籍法部会第12回会議」](#) 所収の「部会資料12 戸籍法の改正に関する要綱案」参照
- *9 法務省法制審議会戸籍法部会 » [「「戸籍法の改正に関する中間試案」の取りまとめ」](#) 所収の中間試案および補足説明参照
- *10 » [配布資料 \(その2\)](#) に収録。オリジナルファイル：法務省 [法制審議会戸籍法部会第7回会議](#) 収録の「部会資料7 「戸籍法の改正に関する中間試案」に対して寄せられた意見の概要」を参照
- *11 清水勉 » [「戸籍事務にマイナンバー制度を導入することの問題点」](#) 『住民と自治』2018年4月号、自治体問題研究所

II 法務省民事局における戸籍情報ネットワーク化の経緯

3 法務省民事局における戸籍情報ネットワーク化の経緯

1980年代：戸籍の「電算化」の調査研究

なぜ法務省がマイナンバーにそんなに積極的でないのかということなんですが、レジメのp.2「3 法務省民事局における戸籍情報ネットワーク化の経緯」になります。


この法務省民事局というのが戸籍事務を所管しているところなんですが、ここで戸籍情報システムというものがどういうふうに検討されてきたのかを年代順にみてみます。

すでに1985年に、戸籍情報システムに関する調査研究を（財）民事法務協会に委託し、この民事法務協会が戸籍事務コンピュータ化調査研究会を組織して戸籍の電算化*1、さらにネットワーク化*2について検討を始めます。この中には日立製作所などのベンダーも参加しているんですね。今、戸籍の電算システムを作っているメーカーは全国で8社あるといわれているんですけども、そのうちの7社ぐらいがこの研究会に参加しています。もう、この当時から戸籍のシステム化、ネットワーク化の準備が始められた。

戸籍情報の連携とマイナンバー制度導入の危険性 (4)

法務省民事局の経緯

- ・1985年
戸籍情報システムに関する調査研究を（財）民事法務協会に委託。
戸籍事務コンピュータ化調査研究会が組織される。
- ・1994年12月
戸籍の電算化を認める改正戸籍法施行。戸籍事務をオンライン化する戸籍情報ネットワークシステムの導入に向けて、戸籍情報システム標準仕様書策定
- ・2002年08月（総務省、住基ネット第一次稼働）
- ・2004年04月
オンラインシステムによる戸籍の記録事項証明書等の交付請求・交付、戸籍の届出等を可能とする戸籍法施行規則を公布・施行。
戸籍手続オンラインシステムの標準仕様書、戸籍統一文字等を策定
- ・2011年03月
3.11東日本大震災で宮城県・岩手県の4市町の戸籍正本滅失。
- ・2013年10月
戸籍副本データ管理システム運用開始。



1990年代：「電算化」を認める法改定と「戸籍情報システム標準仕様書」の策定

そして1994年に、それまでは紙の戸籍だったのですが、戸籍の電算化を認める改定戸籍法が施行されました。これに併せて、民事法務協会に委託し、市区町村が保有する戸籍情報をネットワーク化して戸籍事務をオンライン化するための戸籍情報ネットワークシステムの導入をめざして、戸籍情報システム標準仕様書を策定しているんです。

戸籍とその周辺の事務を一元処理したかった戸籍情報システムの構想

その中を読むと、単に戸籍事務だけでなく、それに付随する戸籍の附票、住民基本台帳、さらに戸籍の届けに基づく人口動態調査、相続税の事務とかの戸籍関連事務についても、この中で一元的に処理をしていきたいんだということが言われています。それ以降、委託によって仕様書がどんどん改定されたという動きがあります。

標準仕様書の委託先は、丸投げ再委託で叩かれた民事法務協会から民間に変わった

この民事法務協会は、いわゆる法務省の第三セクター——天下り先みたいところなんですね。この組織の名前が結構マスコミに出たのが、民主党政権のとき事業仕分けというのをやって、各省庁が第三セクターなどに随意契約で委託の契約がされて、それが今度は丸投げのように再委託がされていることについて問題視されて、事業仕分けということで叩かれたんですね。

その当時は、戸籍（民事局の所管）ではなくて、法務局の土地とか建物の「登記システム」がすでにオンライン化されていて、そのシステムの更新などが随意契約で民事法務協会に委託されていた。そのときにこの戸籍のも叩かれていたかどうかかわからないですけども、ある時期以降、委託先が民事法務協会でなくて、ほかの民間のところが変わったということがありました。

2000年代：戸籍手続オンラインシステムに向けた戸籍法施行規則・戸籍統一文字

2002年には住基ネットが一次稼動するのですが、2004年に今度は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」*3とその整備法が施行されて、オンラインでいろいろな行政手続ができるような形になっていきます。その中で、戸籍の記録事項証明書の交付請求とか証明書の交付、あるいは戸籍の出生届とか婚姻届とかの届出をオンラインでできるようにする、戸籍法の施行規則が公布・施行されます。

このときに合わせて、戸籍手続オンラインシステムの構築のための標準仕様書であるとか、戸籍統一文字*4が策定されて、市区町村にこれでやりなさいということが周知されます。これについても、また、何年かおきに仕様書が改定されてきました。つまり、法改定や新しい通達などが出たのに合わせてその内容を仕様書に反映するという動きがありました。

3.11 東日本大震災：戸籍副本データ管理システムの導入

あと大きい動きが、2011年の3月に3.11東日本大震災が起きて、このときに宮城県と岩手県の4つの市と町で津波等で戸籍の正本が滅失してしまうんです。戸籍というのは、紙の戸籍でもそうですし電算化戸籍もそうなんですけれども、戸籍に記録するときに正本と副本を作ります。正本は本籍地の市区町村が保管する、副本は法務局とか地方法務局に送られてバックアップとして保存されます。

3.11のときに市や町の戸籍が滅失してしまい、さらに副本を保管していた法務局も近くにあったものですから、地震の被害とか津波の被害を受けてあやうく副本も滅失するところだったというところで、それを一つの契機にして、戸籍副本データ管理システム*5というのを法務局が作って運用開始するわけです。

戸籍データをセンターに集めても、標準仕様書は機能していなかった

それまでは、紙の戸籍であれば紙の副本を法務局に送っていたり、戸籍の電算化が終わっている市区町村であれば電算データを磁気媒体に記録して法務局に送っていたわけです。戸籍副本データ管理システムができて、全国に2か所、東日本と西日本にそれぞれセンターがあって、東日本の自治体のデータは西日本のセンターに、西日本の自治体のデータは東日本のセンターに保存されるという形になりました。

ですから、東日本大震災を機に法務局は戸籍副本データ管理システムで全国の市区町村とつながるようなシステムを手に入れたのです。ただ、手に入れたといっても、戸籍のシステムを作っている会社は8社あって、一応、今、説明してきたような標準の仕様書が出されてはいるんですけども、やっぱりデータの作り方がばらばらであったりとか、戸籍の文字が必ずしも統一されてなかったりとか、あるいは標準仕様書に決められていないところは各社が独自にシステム開発しているものですから、データとして東日本と西日本のセンターに集約されたとはいえ、それをそのままつなげて使うことはできなくて、あくまでもバックアップとしての役目ということです。

ネットワーク化はされていないが、

戸籍と住民票の相互参照を可能とする仕組みが作られている状態

ここに書いたような仕様書というのは、委託した成果物として、法務省webサイトの「委託調査の成果物」ページから過去何年かがダウンロードできます*6。ぜひ、一度目を通してみてください。500ページぐらいある仕様書で、どういった出生届とか婚姻届とかが出されて、それを処理するときどういうデータをどういう形で記録したらいいかが書かれていたり、その事務のフローなどが書かれています。

こういった形で法務省の中でずっと戸籍の電算化、ネットワーク化が検討されてきました。しかし、それ以前の紙の戸籍、あるいはつながっていない各自治体がばらばらで電算化している戸籍というのも、情報連携とまではいかないけれども、住民票とのあいだで相互参照みたいなものができる仕組みが作られているわけです。

- *1 国や自治体などの行政関連機関で「電算化」という時は、最近普通に使われている「IT (ICT) 化」とはまったく異なる意味を持つことに留意しておく必要がある。「電算化」は、80年代当時の「電子計算機化」、つまり大型コンピュータの技術を前提とするコンピュータ化で、当時普及が始まっていた「パソコン」や「インターネット」の導入ではなかった。大型コンピュータの技術は、メーカーごとに大きく異なり非公開だった（つまり標準化されていない）ため、異なるメーカー間、あるいは同じメーカーでも製品が異なる場合は、相互接続（通信）がきわめて困難。行政関連システムで本格的に「IT (ICT)」の技術を使うようになるのは、おそらく2002年の「住基ネット」以降である。
- *2 前述したように、「電算化」はメーカー独自の技術を使うことを前提としていたため、この「ネットワーク化」も当初はインターネットの技術や回線などを使うことを意味していなかった。当時、インターネットは、日本における情報通信インフラとしては実用化・普及していなかった（その後1990年代に入ってから、急激な普及が始まる）。
- *3 [行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律](#)
- *4 「戸籍統一文字」は、法務省が、「電算化戸籍」で使用するために戸籍で実際に使われている文字の字形を整理した文字セット（民事局所管）。それぞれに6桁の戸籍統一文字番号が割り当てられ、戸籍事務・戸籍を記載する関連の事務で使用される。現在56000字以上が収録されているが、必要場合は改定・追加が行われる。法務省の行政用統一文字としては、ほかに企業などの法人や不動産の登記事務で使われている「登記統一文字」（法務局所管）があり、戸籍統一文字の拡張版といわれるが、戸籍統一文字番号とは別の登記統一文字番号が割り当てられていて、そのままでは互換性がない。

これらとは別に、総務省が制定した「住民基本台帳ネットワーク統一文字」約2万字があるが、収録された字形の数は戸籍統一文字よりも少なく、各字形に割り当てられた番号も異なるため、戸籍統一文字との互換性はない。住民基本台帳事務および住基台帳を参照する複数の行政事務で利用される。

これら異なる文字番号を持つ行政用統一文字は、行政事務のネットワーク化の進行にともない混在して利用される場面が増えるため、文字コードの世界標準となっているUnicodeに、戸籍統一文字、住基ネット統一文字のすべての字形を、個別のコードを割り当てて登録することで文字番号の非互換を回避しようとしている。参考：[wikipedia「戸籍統一文字」](#) など
- *5 「戸籍副本データ管理システム」については、「戸籍とマイナンバー学習会 シリーズ①」の原田報告 [「III 戸籍事務におけるマイナンバーの活用](#) を参照
- *6 [法務省「戸籍情報システム標準仕様書」のダウンロードページ](#)

III 戸籍の法・制度上の目的と戸籍情報連携システム

4 戸籍の公開制度と戸籍の附票を介した住民票との相互参照

お手元の資料の「戸籍（戸籍法に基づき本籍地の市区町村長が管理／全部事項証明書記載例）」、および「戸籍の附票、住民票（除票）」（学習会配布資① p.2～3）^{*1}を見ていただきたいんですが、実際の戸籍とか戸籍の附票、住民票の記載例を作って載せてみました。

「戸籍」の記載例

配布資料の p.2 が「戸籍」（次ページに収録）です。戸籍法に基づいて本籍地の市区町村長が編製して管理しています。ここで見てもわかるように、婚姻した男女と、あとここにはないんですけど、未婚の子どもとその身分事項が載っている、というのが戸籍になります。

「戸籍の附票」と「住民票（除票）」の記載例

配布資料の p.3 には「戸籍の附票」と「住民票」（次々ページに収録）を載せてあります。「戸籍の附票」というのは何かというと、住民登録した住所の履歴がずらっと出ているんです。これは、住民基本台帳法に基づいて作られるもので、本籍地の市区町村長が管理している。本籍地に戸籍といっしょに保管されているもので、紙の戸籍のころだと、最初に戸籍があってその次に戸籍の附票が綴られるという形になっていました。

右の図の下半分が、「住民票（除票）」で、これは住民票の写しになっている形です。

戸籍と住民票の「相互参照」

「相互参照」とは、例えば、この住民票除票は、山田太郎さん・山田花子さんが神宮前1丁目に住民票があったわけですけど、「平成5年4月3日不現住職権消除」と書かれています。転出届とか転居届を出さないでどこかに行っちゃった、ここに住んでいませんということで住民票が除票になってしまったということです。

例えば、私たちが山田太郎さんにお金を貸していた金融関係の業者だったとして、ちゃんと利子を返してほしいので連絡を取りたいので、住民票を取ったら職権消除になっちゃったという場合を考えてみましょう。

「戸籍」を使った「住所の追跡」

ちゃんと転出届とか転居届を出していれば、次にいつ、どこどこに転出・転居というのが載っているので、新しい住所を追えるわけですけど、除票になってしまうと追えないわけです。そのときにどうするかというと、住民票には本籍と戸籍筆頭者名が載っているので、これをもとに本籍地の市区町村に戸籍の附票を請求すると、そこには職権消除された住所のあと新たに例えば住所設定で作られた新しい住所の履歴がずっと載っていて、最新の住所を追いかけることができます。

こういうふうな形で住民票と戸籍のあいだでの相互参照というのできるんです。住民票には戸籍の表示（本籍と戸籍筆頭者）が記載されているので、戸籍の附票を調べれば最新の住所を追いかける。さらに戸籍によって身分事項などが調べられる。逆に、本籍地がわかれば、そこには戸籍の附票があるので、最新の住所が把握できるというようなことになっています。

▼戸籍（戸籍法に基づき本籍地の市区町村長が管理／全部事項証明書記載例）

(1の1)

全部事項証明

本籍氏名	東京都新宿区内藤町87番地 山田 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成14年8月5日 【改正事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和45年6月7日 【父】山田 一郎 【母】山田 百合子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和45年6月7日 【出生地】東京都渋谷区 【届出日】昭和45年6月10日 【届出人】父 【送付を受けた日】昭和45年6月15日 【受理者】東京都渋谷区長
婚姻	【婚姻日】平成2年3月4日 【配偶者氏名】田中 花子 【従前戸籍】東京都新宿区内藤町87番地 山田一郎
離婚	【離婚日】平成22年12月21日 【配偶者氏名】山田 花子
戸籍に記載されている者 除籍	【名】花子 【生年月日】昭和44年3月2日 【父】田中 正男 【母】田中 知子 【続柄】二女
身分事項 出生	【出生日】昭和44年3月2日 【出生地】東京都武蔵野市 【届出日】昭和44年3月3日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成2年3月4日 【配偶者氏名】山田 太郎 【従前戸籍】東京都武蔵野市緑町二丁目2番地 田中正男
離婚	【離婚日】平成22年12月21日 【配偶者氏名】山田 太郎 【新戸籍】東京都武蔵野市緑町二丁目2番地 田中花子
	以下余白

▼戸籍の附票（住民基本台帳法に基づき本籍地の市区町村長が管理／全部証明書記載例）

(1の1) 附票の全部証明

改製日	平成14年8月5日
本籍氏名	東京都新宿区内藤町87番地 山田 太郎
附票に記載されている者	【名】太郎 【住所】東京都渋谷区神宮前一丁目1番10号 テラス原宿102号室 【住定日】平成2年3月4日
	【住所】東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号 コーポ宮坂203号室 【住定日】平成7年6月5日
	【住所】東京都文京区本郷四丁目15番14-301号 春日団地 【住定日】平成10年9月8日
附票に記載されている者 消除	【名】花子 【住所】東京都渋谷区神宮前一丁目1番10号 テラス原宿102号室 【住定日】平成2年3月4日
	【住所】東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号 コーポ宮坂203号室 【住定日】平成7年6月5日
	【住所】東京都文京区本郷四丁目15番14-301号 春日団地 【住定日】平成10年9月8日
	以下余白

▼住民票（除票）（住民基本台帳法に基づき住所地の市区町村長が管理／写し記載例）

渋谷区	住民票 除票			1枚の内1	
現住所 神宮前一丁目1番10号 テラス原宿102号室			世帯主 山田 太郎		
1	氏名 山田 太郎	生年月日 昭和45年6月7日生	性別 男	続柄 本人	
	前住所 東京都渋谷区神南一丁目19番8号	住民となった年月日 昭和45年6月7日	住民票コード *****		
	本籍 東京都新宿区内藤町87番地	筆頭者 山田 太郎	個人番号 *****		
	平成5年4月3日不現住職権消除		平成2年3月4日転居 平成2年3月14日届出		
2	氏名 山田 花子	生年月日 昭和44年3月2日生	性別 女	続柄 妻	
	前住所 横浜市中区本町一丁目6番地	住民となった年月日 平成2年3月4日	住民票コード *****		
	本籍 東京都新宿区内藤町87番地	筆頭者 山田 太郎	個人番号 *****		
	平成5年4月3日不現住職権消除		平成2年3月4日転入 平成2年3月14日届出		

「住所の追跡」の実態

例えば、資料の p.4 には、ちょっと古いんですけど、「住民票の写し等の交付・住民異動届出件数の状況」（平成 17 年度）があります。左側に平成 17 年度の全国の市町村の合計の住民票の写しの交付件数、戸籍の附票の写しの交付件数、住民異動届出の件数があります。右側は、全国の 22 の自治体から抽出した住民票の写し・戸籍の附票の写しの件数と、誰がそれを請求してきたかという割合が載っています。

「住民票」の写しの請求者

「住民票の写し」を見ると、ほとんど、64%が本人及び同一世帯の人なのですが、次に多いのが金融機関 18.6%となっています。自治体などで戸籍の謄抄本とか住民票の写しの発行の事務をしていると、やはり金融機関、サラ金とかが債権を回収するためということで請求してくるのが多いです。

「戸籍の附票」の写しの請求者

「戸籍の附票の写し」を見ると、多いのは本人よりも公務員 47.9%です。たぶんこれは、ほとんどが警察とか検察庁などの捜査機関で、戸籍の附票だけではなくて、いっしょに戸籍の謄本も取る。刑事事件などで起訴するときに、本人の名前とか現住所を調べるために取るわけです。そのときの根拠法になるのが、刑事訴訟法なんです。第 197 条第 2 項「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求められることができる」と、これだけの条文なんですけれど、これによって捜査事項照会書という文書を使って、戸籍謄本、附票、住民票を請求しています。

今、番号法で捜査機関が自由にマイナンバーを使って捜査情報に利用できるというような話もありますが、電算化していなくてももう既に紙の戸籍や住民票についてもそういった形で捜査機関のほうには利用されている状況があります。

5 戸籍副本の法務局・地方法務局への送付頻度

「紙媒体戸籍」は、新たに編製したときおよび 25 年が経過したときだけだった

これは、先ほども説明したのですが、戸籍の記録を作るとき正本と副本があって、副本は法務省の地方法務局に送るので、昔は紙の戸籍だったんですね。その「紙媒体戸籍」の副本は、戸籍法施行規則第 15 条にどのくらいの頻度で送るかが書いてあります。戸籍を編製したとき、戸籍編製してから 25 年経過したとき、それから、その戸籍に載って

戸籍情報の連携とマイナンバー制度導入の危険性 (5)

「住民票の写し」・「戸籍の附票の写し」の交付状況 (2005年度)

1. 住民票の写しの交付件数

75,029,921件

2. 戸籍の附票の写しの交付件数

4,212,047件

戸籍情報の連携とマイナンバー制度導入の危険性 (6)

住民票の写し、戸籍の附票の写しの交付請求者の内訳等

(調査：22自治体・2005年5月9～13日)

1 住民票の写し (32,510件)

請求者別内訳	本人又は同一の世帯の者	64.8%	
	公務員	6.2%	
	弁護士、司法書士	4.2%	
	金融機関	18.6%	
	自動車販売店	1.5%	等

2 戸籍の附票の写し (2,287件)

請求者別内訳	本人等	16.9%	
	公務員	47.9%	
	弁護士、司法書士等	26.4%	
	金融機関	7.6%	等

戸籍情報の連携とマイナンバー制度導入の危険性 (7)

戸籍副本の法務局・地方法務局への送付頻度

- ・紙媒体戸籍の副本(戸籍法施行規則第15条):
戸籍編製時、戸籍編製から25年経過時、除籍時に1か月ごとに送付
- ・電算化戸籍の副本(戸籍法施行規則第75条):
1年ごとに磁気媒体で送付
→ 戸籍に記録後遅滞なく副本システムで送信

いる人が死亡や婚姻で全員除籍になったときに、1 か月ごとにまとめて市区町村の副本を法務局に送りなさいとなっています。

戸籍編製で一番多いのは、婚姻して夫婦で最初に戸籍をつくることです。最初につくって夫婦が載っている正本と副本が出来て、その副本が法務局に送られるわけです。そのあと、子どもが生まれたりなんざあると思いますが、25 年たって初めて次の副本が送られていたのです。

「電算化戸籍」では、1 年ごとに送付

「戸籍副本データ管理システム」は、「記録したとき、遅滞なく」送付

それが、「電算化戸籍」*²になると、1 年ごとに磁気媒体で送りなさい、という話になります。さらに、先ほどの「戸籍副本データ管理システム」*³が出来てからは、戸籍に記録したときには遅滞なくこの副本システムで送信しなさいということで、何か戸籍の届出があつてながしかの記録をしたときはすぐに、逐一、法務局のほうにデータを送りなさいということが既にシステムとして作られています（戸籍法施行規則第 75 条）。

6 戸籍情報等の保存期間

次に、戸籍情報とか住民票の情報がどのくらい保存されているかです。

戸籍（除籍簿）は 150 年間保存

戸籍に載っている人が全員死亡したり、婚姻して新しい戸籍に移ったりして、誰もいなくなったものを、除籍簿といいます。除籍簿になったものの保存期間が戸籍法施行規則第 5 条で定められています。昔は除籍してから 50 年保存、そのあと法改正があつて 80 年保存になっていました。これが今、除籍年度の翌年から 150 年間保存となっています。

配布資料の p.5（次ページに収録）を見ていただくと、「住民票等の保存期間の変遷」が書かれています（住基法施行令第 34 条）。

いちばん右側の縦の列が戸籍の「除籍簿」の保存期間で、50 年だったのが 80 年になり 150 年になっています。

住基ネットの「本人確認情報」も 150 年

同じく、右から 2 つめの列が「住基ネットの本人確認情報の保存期間」で、住基ネットが出来たとき、本人確認情報の保存期間は普通の人については 5 年、在外選挙人名簿に登録された人については 80 年保存ということだったんですけど、マイナンバー制度ができて本人確認情報の中に「個人番号（マイナンバー）」が入るようになったときに、戸籍に合わせて 150 年保存に延長されました。

「150 年間保存」というと...

150 年という時間の長さは、今、2018 年ですが、150 年前というのは 1868 年で、ちょうど江戸幕府が終わって明治が始まる年です。もしその当時マイナンバー制度があつたとしたら、その年に死んだ、例えば沖田総司とか近藤勇の本人確認情報が、今年度末の来年 3 月にやっと廃棄されるということです。そんな長い期間、戸籍もそうだし、本人確認情報——そこには住民票コードも載っているし、個人番号（マイナンバー）も載っているものが保存されるという制度になってしまった。

戸籍情報の連携とマイナンバー制度導入の危険性 (8)

戸籍情報等の保存期間

- ・ 除籍簿の保存期間:
除籍年度の翌年から 150 年
- ・ 本人確認情報の保存期間:
5 年 → 150 年に延長
- ・ 住民票除票・戸籍除附票の保存期間:
5 年 → 延長要請
- ・ 省令・政令の改定により保存期間の延長可能(法改定を要しない)

レジ
ユメ

住民票等の保存期間の変遷

住民票の除票の保存期間	戸籍の附票の除票の保存期間	新たな通知を受けた場合の直前の本人確認情報の保存期間	(参考) 除籍簿の保存期間
<p>(昭和42年 施行時) 5年</p> <p><年限設定の理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金の老齢年金請求権が満65歳になってから5年とされていること、税金の課税権が5年までしかさかのぼれないこと等を参考に決定 	<p>(昭和42年 施行時) 5年</p> <p><年限設定の理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍の附票は本籍地で現住所を把握することが目的であり、現住所を公証する住民票と同じとした <p>(平成11年 在外選挙導入時) 5年(在外者等は80年)</p> <p><在外者等を80年に延ばした理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 在外者等に係る戸籍の附票の除票の保存期間5年を経過すると、最終住所地の把握が困難となるため 	<p>住民票の記載・消除・記載の修正がある、当該記載等に係る本人確認情報を都道府県・J-UISに通知する。</p>	<p>(昭和23年 施行時) 50年</p> <p>(昭和37年) 80年</p> <p><延ばした理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 相続登記申請等に必要のため50年以上経過した除籍簿の謄抄本の交付請求が少なくない現状を踏まえたため
<p>(昭和42年 施行時) 5年</p> <p><年限設定の理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金の老齢年金請求権が満65歳になってから5年とされていること、税金の課税権が5年までしかさかのぼれないこと等を参考に決定 	<p>(平成14年 住基ネット導入時) 5年～80年 (従前の住民票コードを確認できるようにする等の理由により、その者が再び国内に転入するまで最長80年間保存)</p> <p><年限設定の理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 住民票や戸籍の附票の除票の保存期間と同じ5年としたが、出国者が5年以上経過してから帰国した場合には、その者の直前に記載された住民票コードを消除された住民票(保存期間5年)から確認できないため ※年数は、当時の除籍簿や在外者等に係る戸籍の附票の除票の保存期間80年を考慮した <p>(平成27年 マイナンバー制度導入時) 150年</p> <p><延ばした理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号制度導入後は、各個人の情報がマイナンバーを基に名寄せされ、継続的に管理されることとなり、事務によっては生涯にわたり各個人の4情報やマイナンバーの確認を行う必要があったため ※年数は除籍簿の保存期間150年を考慮 	<p>住民票の記載・消除・記載の修正がある、当該記載等に係る本人確認情報を都道府県・J-UISに通知する。</p>	<p>(平成22年) 150年</p> <p><延ばした理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 子が、自身が亡くなるまでの間に祖父母に係る相続手続をすすめることができるようにしたため ※年数は、平均寿命や第一子時の平均年齢を考慮した
<p>(昭和42年 施行時) 5年</p> <p><年限設定の理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金の老齢年金請求権が満65歳になってから5年とされていること、税金の課税権が5年までしかさかのぼれないこと等を参考に決定 	<p>(平成27年 マイナンバー制度導入時) 150年</p> <p><延ばした理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 平均寿命が伸び、80年の保存期間では在外者等の最終住所地の確認ができない場合が生じると考えられたため ※年数は除籍簿の保存期間150年を考慮 	<p>住民票の記載・消除・記載の修正がある、当該記載等に係る本人確認情報を都道府県・J-UISに通知する。</p>	<p>(平成22年) 150年</p> <p><延ばした理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 子が、自身が亡くなるまでの間に祖父母に係る相続手続をすすめることができるようにしたため ※年数は、平均寿命や第一子時の平均年齢を考慮した

戸籍の附票と住民票の除票も 150 年間に延長しようとしている

資料「住民票等の保存期間の変遷」の右から3つめの列は「戸籍の附票と住民票除票」の保存期間です（住基法施行令第34条）。今、通常の方は5年、在外選挙人名簿登録者は80年とか150年とかなんですが、これについても戸籍に合わせて150年に延長しようという動きがあります。

いつの間にこんなに延ばされたのかというと、戸籍については戸籍法施行規則という法務省令によって、住民票とか戸籍の附票、本人確認情報については住民基本台帳施行令という内閣の決定（政令）によって延ばせる。国会での議論を経ないで法律の改定なしに、行政機関だけでできる。ここまですでに進んでしまった。で、ここで戸籍をネットワーク化したり、そこにマイナンバーを振ったりということが今、検討されようとしている*4。

7 戸籍の法・制度上の目的と戸籍情報連携システム（仮称）の管理主体

こういった状況の中で、戸籍をオンライン化していくことにどんな問題があるのかということを見ていきたいと思います。

「戸籍法」という法律は、「戸籍って何?」（戸籍の定義）とか、「戸籍は何のためにあるの?」（戸籍の目的）については、何も書いていないんです*5。

目的が明示されない「個人情報」の大量収集

戸籍法の第1条は、市町村長が戸籍事務を管掌するということから書き始められています。戸籍法は、民法に対しての手続法なんだということが言われているんですけど、何のためにそれだけの身分上の個人情報を収集するのかその目的は何も明記されていない。

そのようなものをオンラインでつなぐということが果たしてどうなのか。まさにもう古い「由らしむべし知らしむべからず」という形で、目的をはっきりさせないままオンライン化するというのが問題点の一つです。

法務大臣が戸籍情報を連携システムによって一括管理するのは「違憲」ではないか?

それから、今回、誰がこの戸籍情報連携システムの管理主体になるのかということです。さきほど紹介した法務省法制審議会戸籍法部会の「中間試案」*6のp.7「第2」のところを見ると、「法務大臣において戸籍情報連携システム（仮称）を構築するものとする」とあり、戸籍情報連携システムを構築するのは法務大臣ですよと書かれています。

つまり、法務大臣が戸籍情報を連携システムによって一括管理するということが書かれているわけです。でも、住基ネットの最高裁判決のときに、実際には各地方自治体が共同でつくった全国センターが管理しているんだ、国が一元管理しているんじゃないんだ、だから違憲じゃないんだとしました*7。それがあったので、マイナンバー制度についても国ではなくて地方公共団体情報システム機構（J-LIS）というところを一つ囁ませて、そこが管理しているんだ、国が一元管理しているんじゃないんだ、ということをやっていた。

それが、この戸籍情報連携システムでは法務大臣がシステムを構築するんだと書かれています。これは、住基ネットの最高裁判決からしたら違憲なのではないか、というところを指摘しておきたいと思います。

戸籍情報の連携とマイナンバー制度導入の危険性 (9)

戸籍の法・制度上の目的と 戸籍情報連携システム(仮称)の管理主体

- ・ 目的を明示しない個人情報の収集・利用
— 由らしむべし知らしむべからず
- ・ 国(法務大臣)による戸籍情報の一括管理
住基ネット最高裁判決では違憲になる？

レジ
ュメ

- *1 » [学習会② 配布資料（その1）](#)
- *2 「電算化戸籍」は、「行政のIT（ICT）化」以前の旧型コンピュータ技術によってデジタル化された戸籍。 » [前のページの注1および2](#)を参照
- *3 「戸籍副本データ管理システム」については、「戸籍とマイナンバー学習会 シリーズ①」の原田報告 » [「III 戸籍事務におけるマイナンバーの活用](#)を参照
- *4 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第2条第2項は、「個人情報」を「生存する個人に関する情報」と定義していることに留意されたい。
- *5 » [戸籍法](#) 第1条などを参照
- *6 法務省法制審議会戸籍法部会 » [「「戸籍法の改正に関する中間試案」の取りまとめ](#)」所収の中間試案
- *7 例えば » [住基ネット大阪訴訟最高裁判決](#) p.12などを参照

IV 戸籍情報とプライバシー

8 差別を生じうる情報の収集・電算化禁止と日本政府の対応

1990年の国連総会で「改訂版電算化された個人データファイルの規制のための指針」*1が採択されています。その中の5番目に「非差別の原則」というのがあります。「配布資料(その1)」のp.6~7に、その一部を抜粋した私訳を収録しています*2。

タイトルに「改訂版」とあるのは、最初、この指針の草稿が作られて各国に示されたのに対して、日本を含む8つの政府が意見を述べ、改訂されたためです。

戸籍情報の連携とマイナンバー制度導入の危険性 (10)

差別を生じうる情報の収集・電算化禁止と日本政府の対応

・国連

「改訂版電算化された個人データファイルの規制のための指針」

・EU

「総合データ保護規則」
(General Data Protection Regulation; GDPR)

第9条 特別な範疇の個人データの処理

第1項:人種または民族的出自、政治的意見、宗教上または哲学上の信条、労働組合の組合員であることを明らかにする個人データの処理、および遺伝子データ、自然人を一意的に識別することを目的とした生体データ、もしくは自然人の性生活または性的指向に関するデータの処理は禁止されるべきである。



5. 非差別の原則

原則6に基づいて限定的に予想される例外の場合を前提として、団体または労働組合の一員であることだけでなく、人種的または民族的出自、肌の色、性生活、政治的意見、宗教的、哲学的またはその他の信条に関する情報を含め、違法なまたは恣意的な差別を生じさせそうなデータは、蓄積されてはならない。(井上訳)

「配布資料(その1)」のp.7「註」にあるように、「非差別の原則」に対して日本政府は次のような意見を提出しました*3。

……、敏感な範疇に入るデータは国や個人によって異なるかもしれないので、それらの項目をすべての国々に共通して適用されるべきものと明記するのは適切ではない。それゆえ、これは、各国の伝統、各国の行政上の公共サービスの必要性やその他の関連状況に応じてそれぞれの国により決定されるべき問題である。(国連総会 報告書 A/44/606。井上訳)

国連の指針というのは、単にこれを国連として採択しただけでなくて、この内容を各国が自国の法律の中で反映させなさい、というものです。

戸籍の差別性に対する、日本政府の認識

この資料は八幡明彦さんが訳文を作られて、私はそれを戸籍研究者の故佐藤文明さんからいただいて資料を作ったんですけど、八幡明彦さんはその訳文に添えて、次のように指摘しています*4。

これは、明らかに当時の戸籍・住民票のコンピュータ化に対して、差別情報の蓄積として批判が国際的に起こることを予想したものであろうが、改定案は日本政府の主張をいれなかった。

このように、もう、日本政府は、戸籍がいろいろな差別情報あるいは差別を生じさせる情報を蓄積しているということをよく知っているわけですね。それで、こういった反対意見を述べたりしているわけです。

EU 総合データ保護規則第 9 条との関係

2018 年の 5 月に EU では、「EU 総合データ保護規則 (General Data Protection Regulation; GDPR)」*5 が適用されるようになりました。その中でも、この「非差別の原則」にある情報についてはデータ処理してはいけないと、第 9 条「特別な範疇の個人データの処理」の第 1 項にはっきりと書かれています。今やこういった原則に基づかないで個人情報やりとりしていると、EU などから個人情報のやりとりを禁止されて企業が困ってしまうということがあるので、決して無視できない状況が国際的にもあると思います。

9 Privacy by Design : デザイン (設計) 段階から取り入れるプライバシー

日本弁護士連合会が 2018 年 1 月に、「戸籍事務にマイナンバー制度を導入することに関する意見書」*6 を出しています。2017 年、法務省の戸籍制度の研究会やワーキンググループが最終報告を出しましたが、この意見書はそれらに対する日本弁護士連合会の意見としてまとめられています。

データ保護・プライバシー・コミッショナー国際会議の決議

その中にこの「プライバシー・バイ・デザイン」について載っています。

戸籍情報の連携とマイナンバー制度導入の危険性 (11)

Privacy by Design: デザイン(設計)段階から取り入れるプライバシー

- ・プライバシー・バイ・デザインの 7 つの基本原則
- ・プライバシー影響評価 (Privacy Impact Assessment) の欠如
- ・より制限的でない他の選ぶ手段 (Less Restrictive Alternative; LRA) の法理 (違憲判断基準)

レジ
ュメ

現在では、プライバシーの保護を図りつつ、データ連携等の利便性を追求する考え方・取組が、世界の趨勢となっている。それが、データ保護・プライバシー・コミッショナー国際会議において、2010 年 10 月に採択されたプライバシー・バイ・デザインに関する決議*7 である。

とあります。

プライバシー・バイ・デザインの 7 つの基本原則

そして、プライバシー・バイ・デザインについては、7 つの基本原則があるということが言われています。今、マイナンバー制度の違憲訴訟が全国で行われていますが、その東京訴訟が「原告準備書面 (2)」*8 の中でプライバシー・バイ・デザインについて主張しているのですが、そこから「7 つの基本原則」を抜粋したのが、「配布資料 (その 1)」*9 の p.9 です (右のスライドはその概要)。

戸籍情報の連携とマイナンバー制度導入の危険性 (12)

プライバシー・バイ・デザイン 7 つの基本原則

- (1) 事後的でなく事前的、救済策的でなく予防的であること
- (2) プライバシー保護は初期設定で有効化されること
- (3) プライバシー保護の仕組みがシステムの構造に組み込まれること
- (4) 全機能的であること。ゼロサムではなくポジティブサム
- (5) データはライフサイクル全般にわたって保護されること
- (6) プライバシー保護の仕組みと運用は可視化され透明性が確保されること
- (7) 利用者のプライバシーを最大限に尊重すること

予防的で初期設定されたプライバシー保護

基本原則の1つ目は、「事後的でなく事前的、救済策的でなく予防的」であること、ということが言われています。

2つ目に、プライバシー保護はあとから設定するのでなく、初期設定で有効化されること、ということが言われています。マイナンバー制度では、自動的に照会して回答してはまずいような情報についてはフラグを立てるとしているんですけど、それは、例えばDV被害者だったりストーカーの被害者だったり申し立てて、それを受けて初めてフラグを立てて自動的に応答しないようなやり方がされるわけです。それは、あとから付け足されるもので、初期設定されていないものです。

そういう点からいうと、もうマイナンバー制度自体がプライバシー・バイ・デザインに合っていない。さらに、機微情報を含んだ戸籍をマイナンバーで取り扱うということは輪をかけて問題であると言えると思います。

ライフサイクル全般にわたるプライバシーの保護

5番目に、データはライフサイクル全般にわたって保護されること、ということが書かれていて、

すべてのデータは、データライフサイクル管理の下に安全に保持され、プロセスの終了時には確実に破棄される

とあります。

データが必要なくなったら確実に破棄されなければならないとなっているのですが、先ほども言ったように、戸籍は何のために個人情報を集めているのか、その目的が書かれていない。で、保存期間が延びていて150年になっている。

目的もわからないし、そのデータライフサイクルが果たして何年が適正なのかもわからないところでオンライン化が進もうとしていることも問題です。

戸籍は「プライバシーの最大限の尊重」になっていない

さらに7番目に、利用者のプライバシーを最大限に尊重すること、という原則があるんですけど、マイナンバー制度について最初に内閣府や総務省が説明している資料の中に、目的としてプライバシーの保護を図るためということが謳われているんですね。でも、こういったところを見ると、ぜんぜんプライバシー保護とかプライバシー・バイ・デザインになっていない。

10 戸籍情報の特殊性とプライバシー保護

名前や生年月日などの情報を排除したマイナンバーの情報提供ネットワーク

マイナンバーの情報提供ネットワークシステムでは、連携情報をやりとりするために、本人の名前だとか生年月日だとか本人が特定できるものを付けてやりとりすることができないことになっています。そこで、「機関別の符号」*10を付けるとしています。

夫婦関係を表す「符号」

戸籍には夫婦であったり親子であったりという親族的な身分関係が載っているわけですが、じゃ、それをどういうふうにして符号を付けるかというと、さっきも言った「親族関係符号」*11というのを1つ1つ振っていくのだということなんです。

戸籍情報の連携とマイナンバー制度導入の危険性 (13)

戸籍情報の特殊性とプライバシー保護

- ・住民票情報：個人単位で作成可、個人単位の番号を付番しやすい
- ・戸籍情報：特定個人だけでなく他の人との関係を記載することに意味がある
- ・個人単位で考えるべきプライバシー保護の観点から問題（清水勉前出論文）

レジュメ

現在の戸籍というのは、戸籍の筆頭者がいて、筆頭者から見た続柄というのが載っているわけです。それで、「妻」と載っていれば2人は夫婦関係なんだとわかるんですけど、今度ではその名前を出すことができないわけです。そうすると、Aという人とBという人が夫婦だったとしたならば、そこにAとBは夫婦なんだよとわかる「共通の符合」を付けなければならぬ。でも、それは単にAとBは夫婦とわかるだけでなく、ほかにXとYという夫婦がいたら、XとYの夫婦の符号とは別の符号を付けなければならぬ。1人1人にそういうふうにやっていかなければならぬ。

親子関係を表す「符号」

親子関係もそうです。AとBの子どもC、D、Eがいたら、C、D、EはAとBの子どもなんだということがわかるような符合を付けなければならぬ。例えば、AとYの間にまた別の子どもがいたとしたら、その子どもについてはAとBの子どもでなくてAとYの間の子どものなんだとわかるような符合を付けていかなければならぬ。それでなければ、マイナンバーの情報提供ネットワークでは情報をやりとりできないわけです。

「親族関係符号」による、他の人との親族的な身分関係の証明の費用対効果はどれだけある？

となると、今ある戸籍の副本システムを使って情報をやりとりするというのだけれども、そこには親族関係の符号——親子とか夫婦とか、離婚すれば元夫婦とか、養子縁組を離縁すれば元養子とか、そういう符号を全部振っていかなければならぬ。膨大な作業が要るわけです。果たしてそれだけの膨大なお金をかけて、それに対する費用対効果がどれだけあるのかという問題があります。住民票のほうは個人単位で作成されて個人単位の番号を振りやすいんですけど、戸籍というのはほかの人との親族的な身分関係を証明しなければいけぬ。

「符号」は誰の個人情報か？

また、個人情報の保護、例えばAという人に振られた符号が、Bと夫婦だよという符号あるいはC、D、Eは子どもだよという符号は、誰の個人情報なんですか？ 親族的な身分関係を証明するために符号を振るわけなんですけれども、個人単位で考えるべきプライバシー保護の観点からすると問題じゃないかということが、先ほどの清水勉弁護士の論文*12の中で指摘されています。

11 戸籍の公開原則と戸籍謄本等の第三者請求に係る本人通知制度

戸籍は、実際はもう公開原則

戸籍は、国が言うには「非公開が原則」だそうですが、第三者であっても必要があれば取ることができます。八士業といわれる弁護士、司法書士などは職務上必要であれば請求して取ることができます。だから、実際はもう、公開原則と言っていいと思います。

戸籍の不正請求事件と弁護士会・司法書士会の防止策

弁護士、司法書士などはそれぞれの弁護士会、司法書士会が作っている職務上の請求用紙を使って実際に請求するのですが、その用紙には連番で通し番号が振ってあります。例えば、悪い弁護士や司法書士がいて、誰かに、例えば探偵事務所とかにその用紙を売ってしまったというのがわかると、その弁護士会、司法書士会からは何番から何番までは不正利用される恐れがあるから、あるいは紛失したから、請求があってもこの用紙

戸籍情報の連携とマイナンバー制度導入の危険性 (14)

戸籍の公開原則と戸籍謄本等の第三者請求に係る本人通知制度

- ・ 八士業(弁護士・司法書士・行政書士・弁理士・税理士・社会保険労務士・土地家屋調査士・海事代理士)の職務上請求用紙と大規模不正請求事件
- ・ 自治体による事前登録型本人通知制度の導入
- ・ 池田綾子「寄稿・戸籍謄本等の交付請求にかかる本人通知制度とその問題点」(日本弁護士連合会「自由と正義」Vol.63 No.6 2012年6月号)
- ・ DV、ストーカー行為、児童虐待等の被害者保護のための支援措置と加害者代理人(特定事務受任者)からの住民票の写し等の交付請求

を使ってきた人には戸籍謄本とかを交付しないでくださいと自治体に通知がくるわけです。自治体では職務上の請求用紙を使った請求があったときは、ブラックリストをチェックしています。何年前に、職務上の請求用紙を悪用して大規模な不正請求事件が起きているんです。

戸籍・住民票請求の本人通知制度（事前登録が必要）

それで、自己情報を守るために、自治体によって事前登録型の本人通知制度が導入されます。事前に自治体に申し出て登録しておくことによって、第三者が自分の戸籍謄本とか住民票を請求したときにはその本人に第三者請求がありましたと通知する制度です。自分の知らないところで勝手に戸籍謄本とかを取られないようにする制度です。

本人通知制度は、弁護士業務の妨げになる場合もある

これについて、日本弁護士連合会の機関誌『自由と正義』に、池田綾子弁護士が「戸籍謄本等の交付請求にかかる本人通知制度とその問題点」を寄稿しています*13。弁護士や司法書士たちは仮差押えなどの処分をするときに、相手方の戸籍謄本や附票や住民票を取ったりして本人の氏名や住所を特定した上で裁判所に手続きをするのですが、この通知制度があると、弁護士や司法書士たちが請求すると、本人が戸籍や住民票などが請求されたから何かされるな、とわかってしまう。そうすると、財産を隠したり雲隠れしたりするというので、弁護士たちの業務に支障があると池田弁護士は書いています。

DV・ストーカー被害者にとって、「公開原則」は生命に関わる問題

ところが、DV・ストーカー被害者の方について、住民票の請求があっても交付しないでくださいという申立てをしておけば交付されないんですけども、DVの加害者の代理人である弁護士から住民票の請求があって交付してしまったという事例があった。最近になって、DV・ストーカーの加害者の代理人（特定事務受任者）から請求があっても、加害者本人からあったものと同様に扱いなさいという通知が出されています。そういったところで、戸籍の公開制度は、自己情報コントロール権とか、DV被害者からすれば生命に関わる問題にもつながるようなことがあります。

12 生涯+死後 150 年にわたる身分関係情報と居住関係情報の連携・管理要請

戸籍の連携システムによる戸籍情報利用の拡大情報

法務省法制審議会戸籍法部会の「中間試案」*14の中で、この戸籍の連携システムをつくって、さらにマイナンバーにひも付けて何に利用するのか、ということなのですが、児童扶養手当とか年金事務、旅券事務に使うとされています。しかし、さらに戸籍情報を利用した利用拡大がすでにもう検討されているのです。

不動産登記事務への利用拡大の検討

一つが、不動産登記情報に戸籍情報を利用しようということが言われています。土地とか建物の登記システムというのは、今すでに全国オンラインでつながっていて、その地域の登記所に行かなくてもほかのところでも登記簿の証明書が取れるようになっています。

今、問題になっているのが、所有者が死亡しても変更手続きをきちんとしていないで放ったらかしになっている土地が全国で九州と同じくらいの面積あると言われている問題です。今現在の所有者がわ

戸籍情報の連携とマイナンバー制度導入の危険性 (15)

生涯+死後 150 年にわたる 身分関係情報と居住関係情報の連携・管理要請

- ・ 不動産登記情報への戸籍情報の利用拡大
- ・ 相続分野の民法改正と自筆証書遺言保管制度への戸籍・個人番号連携
- ・ 外国人登録法の廃止と外国籍住民の居住履歴情報に対する需要
- ・ 「住民票上の住所に住まないのは違法行為ではないのか」(番号法国会質疑)

レジ
ユメ

からないので、地域開発とか市街地再開発とかをするのに支障になっているのが問題になっています。このまま放っておくと北海道くらいの面積になると言われている。

そこで、戸籍の死亡届が出されたときに、その情報が登記所にも送られて、相続が発生したことがわかる。そうすれば登記所のほうでは相続人を探してきちんと手続きしてくださいと言える、というところでの利用拡大が検討されています。

保管されていた遺言書の執行への利用構想

それから、2018年の7月7日だったと思うんですが、新聞各紙に、相続分野の民法改正が成立したという記事が出ました。その中で日経新聞の紙媒体の記事にだけちょっと載っていたんですけど、自筆の遺言が保管してあり、遺言書を書いた人が死亡したということになったときに、保管していたところから相続人のところに遺言書が自動的に送られるようにするために、戸籍情報とかマイナンバー制度との連携をするんだ、というようなことが書かれていました。

身分関係情報・居住関係情報の連携への期待の拡大

こうして見てくると、生まれてから死ぬまででなくて、死んでさらに150年にわたって、身分関係情報あるいは居住関係の情報が情報連携されたり、管理されたり、あるいはそれをもっと使いたいという需要、要請というのが今どんどん出てきています。

外国人登録法廃止にともなう、外国人住民の居住履歴を証明する方法

もう一つ見ておかなければいけないのは、外国人登録法が廃止されたということです。先に説明したように、日本国籍を持っている人は戸籍の附票があるわけで、住民票が除票になっていても古い住所を追いかけられる。

例えば、車を買ったときの住所で登録したまま引っ越ししても、車を売りましょうというときに、登録した当時の住所の誰々と今どこどこに住んでいる誰々は同じ人ですよということを証明しなければいけないのですが、日本国籍があつて戸籍の附票がある人なら取れるわけです。

外国籍の人は戸籍がないので、以前はどうやったかという、外国人登録原票というのがあって、それが法務局などに保管されていて請求して昔の住所と今の住所をつなげて証明できた。でも、外国人登録法が廃止になってしまったので、住民票には載ったんだけど、居住履歴を証明する手段がなくなってしまった。

それで、司法書士や行政書士から、外国人も戸籍に載せろというような議論も出ています。

戸籍情報・住基情報が抱えるさまざまなプライバシー侵害性

DVの被害者はどうやって身を守るかといったら、はっきり言って、住民登録しないでくださいというのが一番安全なやり方なんですけれども、番号法の国会質疑の中で、杉田水脈議員が「住民票上の住所に住まないというのは違法行為ではないか」と質問して、それに対して総務省の役人も答えに困ってしまったというようなこともありました。

今や、本当に、身分関係の情報だけでなく、居住関係も全部の引っ越した履歴なんかも、150年保存にしようという動きが起きています。身分関係も、住所の履歴も、それが死んだあと150年間ずっと保存される。さらにそれにマイナンバーがひも付けられて、ほかの情報とも相互連携される、という事態になっているのです。

- *1 国連総会で採択された文書 » ["Revised version of the guidelines for the regulation of computerized personal data files prepared by Mr. Louis Joinet, Special Rapporteur \(特別報告者ミスター・ルイ・ジョアネによって用意された改訂版電算化された個人データファイルの規制のための指針\)](#)。全文の日本語訳として夏井高人仮訳 » 「[コンピュータ化された個人データ・ファイルに関するガイドライン](#)」が広く参照されているが、夏井訳では原文の "racial or ethnic origin" を単に「人種」と訳していることに留意されたい。
- *2 » 「[学習会② 配布資料 \(その1\)](#)」 p.6~7
- *3 国連総会報告書原文 » [Guidelines for the regulation of computerized personal data files. Report of the Secretary-General \(A/44/606\)](#)
- *4 八幡明彦の未公開メモ「特別報告者による改訂版『コンピュータ化された個人情報ファイルの規制のためのガイドライン』（国連文書 E/CN.4/1990/72）」、引用はその「訳注4」より » [学習会 \(その1\) 配布資料](#) p.7 に収録
八幡明彦：1995年1月の講演記録「戸籍制度と在日朝鮮人」（『戸籍解体講座』1996 社会評論社刊に所収）がある。当時、国内外のキリスト教団休幹事を歴任。その後、クモの研究に転身。3.11 後は被災地に移住し、蜘蛛仙人（くもたきのりと、スパイダー）の名で被災した子どもたちのための活動に尽力。
- *5 GDPR (EU 総合データ保護規則：英文) » [General Data Protection Regulation](#)
- *6 日本弁護士連合会 » [戸籍事務にマイナンバー制度を導入することに関する意見書](#)
- *7 「2010年10月に採択されたプライバシー・バイ・デザインに関する決議」は以下を指しているものと思われる。 » [32nd International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners Jerusalem, Israel 27-29 October, 2010 Resolution on Privacy by Design](#)
データ保護・プライバシー・コミッショナー国際会議(ICDPPC)については、 » [International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners \(ICDPPC\)](#)
- *8 マイナンバー違憲訴訟・東京 » [準備書面\(2\)](#)
- *9 » [学習会② 配布資料 \(その1\)](#)
- *10 「機関別符号」は、マイナンバー制度上の符号。マイナンバーとひも付けられている。
- *11 「親族関係符号」は、戸籍制度上の符号。戸籍副本システムに送られてきた戸籍情報をもとに、デジタル化された副本システム上の各個人の戸籍に符号が付けられる。
- *12 清水勉 » 「[戸籍事務にマイナンバー制度を導入することの問題点](#)」 『住民と自治』2018年4月号、自治体問題研究所
- *13 日本弁護士連合会 『[自由と正義](#)』2012年6月号 所収
- *14 法務省法制審議会戸籍法部会 » 「[「戸籍法の改正に関する中間試案」の取りまとめ](#)」 所収の中間試案および補足説明参照

V 戸籍とは別の個人登録制度の可能性

13 韓国の家族関係登録制度と個人登録制度の可能性

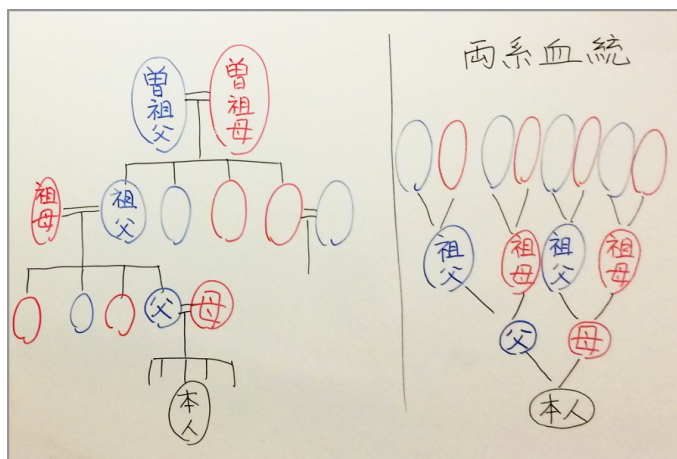
最後に、日本と同じような身分登録制度、戸籍制度があった韓国で、今、どういう家族関係登録制度に変わったのかをお話したいと思います。韓国では、情報人権運動といって、個人情報をめぐる基本的な人権を保障していく運動が行われています。

父母の姓をいっしょに使う「両系血統」の運動

韓国では戦後もずっと戸主制度が残っていて、それに対して男女平等などの基本的人権を侵害する戸主制度を廃止すべきとの運動がずっとありました。

「父系血統」を逆転した「両系血統」の家系図

ホワイトボードに家系図みたいのを書きました（右の図。クリックで拡大縮小）。左側に書いたのがおじいちゃん・おばあちゃんがいて、末広がりに広がっていく家系図です。右側に書いたのは、韓国のWebサイトに「両系血統」というのがあるんですけど、そこのトップに載っていた家系図なんです。本人がいて、お父さん・お母さんがいて、そのお父さん・お母さんがいてという図です。



父母の姓をいっしょに使う「両系血統」の運動

韓国は父方の戸主制なので「父系血統」ということで左側の家系図だけ見ているけれども、そうじゃないんだ、それぞれ父がいて母がいて両方の血を引いている「両系血統」なんだという考え方は。子どもが生まれると、父の姓を名乗るといふふうになっているけれど、父・母両方の血を引き継いでいるのだから、例えば、父がキムさんで母がパクさんなら、キム・パク・〇〇として父母の姓をいっしょに使う運動が進んでいます*1。制度的ではなく通称だと思えますが。

「戸主制度」廃止でなくなった戸籍に代わる、身分登録制度の模索

韓国の戸籍制度がなくなった経緯は、戸主制度の廃止を求める運動があって、2005年2月に憲法裁判所が戸主制度は憲法に合致しないという決定をします。これを受けて、同年3月に戸主制度を廃止する改正民法が成立し、施行時期が2008年1月と定められました。

それで戸主制度はなくなって戸籍制度もなくなるのだけれども、戸籍制度の代わりに新たな身分登録制度が必要だということで、各党がそれぞれの身分登録制度の案を出します。

戸籍情報の連携とマイナンバー制度導入の危険性 (16)

韓国の家族関係登録制度と個人登録制度の可能性

- ・2005年03月：戸主制度を廃止する改正民法成立
- ・2005年09月：民主労働党・共同行動案
「出生・婚姻・死亡等の申告と証明に関する法律案」
- ・2005年12月：大法院案（開かれたウリ党の発議）
「身分関係の登録および証明に関する法律案」
- ・2006年03月：政府案
「国籍および家族関係の登録に関する法律案」

*国会法制司法委員会、以上の代案として「家族関係の登録等に関する法律案」提案。成立（2008年01月施行）
同時に民法改正、同姓同本間の婚姻禁止規定廃止

レジュメ

政党と政府（大法院）が提案した「個人別の身分証明制度」の法案

2005年9月に民主労働党は、「目的別身分登録法制定のための共同行動」（以下「共同行動」）と共同でつくった「出生・婚姻・死亡等の申告と証明に関する法律案」を国会に発議します。それから2005年12月に、開かれたウリ党が、大法院がつくった「身分関係の登録および証明に関する法律案」を発議します。韓国では戸籍制度を所管するのが日本の法務省に当たる法務部ではなく、最高裁判所に当たる大法院です。

さらに2006年3月に、政府が「国籍および家族関係の登録に関する法律案」を提出します。つまり、3つの案が国会に提出されたんですけども、いずれも、それまでの家族を単位、家を単位にしたものではなくて、個人別の1人1籍の身分証明制度の編製を原則とした、個人別身分証明制度として法律案が出されたのです。

国会の法制司法委員会が

「個人別の身分証明」制度を「家族関係登録」制度に転換した委員会案を 国会に提案して可決成立

ところが、これを受けた国会の中の法制司法委員会が、この3件の法律案を廃棄し、委員会案として「家族関係の登録等に関する法律案」を代案として本会議に提案し、これが原案どおり可決されました。

可決されたのが2007年4月で、2008年1月には改正民法が施行されて戸籍制度がなくなってしまうので、それまでに新たな身分登録制度をつくらなきゃならないわけです。猶予期間が8か月しかないというバタバタな状態の中でつくられたのが、家族関係の登録制度です。

登録基準地（本籍地）に登録する

「家族関係」の中での身分関係を証明する制度

これは、まるっきり1人1籍の身分証明制度ではないんですね。法制司法委員会案と民主労働党案の比較を、「配布資料（その1）」のp.10の表*²にまとめました（次ページに収録）。「家族関係の登録等に関する法律」では、目的別に証明書を発行しようという制度になっているんです。表の左側は、今、施行されている「家族関係の登録等に関する法律」です。右側は、市民グループの民主労働党・共同行動がつくった案の証明書に関する部分です。

本籍に代わる「登録基準地」を設け

住民登録番号を記載する「家族関係登録」制度

左側の「家族関係の登録等に関する法律」の例えば家族関係証明書というのを見ると、登録基準地というのが出ています。登録基準地とは、それまでの本籍に代わるものとして登録基準地と名前だけ変えたんですね。戸主制度はなくなったので戸主とか戸籍筆頭者みたいのはないのですが、登録基準地という架空の場所があってそこに身分登録するという形態がとられたんです。

さらにそこには、住民登録番号が載っています。家族関係証明書だと、本人だけでなく家族全員の住民登録番号が載っているわけです。韓国の住民登録番号というのは、生年月日の数字がそのまま載っていたりとか、何桁目かのところの番号を見ると奇数か偶数かで男か女かわかってしまいます。そういうのもあって、性的少数者の方などは住民登録番号とか住民登録カードに番号が表示されることに対して非常に反対をしていたんです。

現在のものは戸籍謄本とか抄本に代わって目的別の証明書にはなったんですが、相変わらず本籍に代わる登録基準地が載っていたり住民登録番号が載っていたりして、名前自体が「家族関係の登録」ということで、1人1人の身分証明制度というよりは家族関係の中で身分関係を証明していく色合いが強いので、市民グループのほうは批判しています。

韓国身分関係証明書・登録簿の比較

<p>家族関係の登録に関する法律 (国会法制司法委員会)</p>	<p>出生・婚姻・死亡等の申告と証明に関する法律案 (民主労働党・共同行動)</p>
<p>■家族関係証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ●登録基準地 ●本人及び父・母・配偶者・子女の <ul style="list-style-type: none"> ・区分 (続柄) ・姓名 ・出生年月日 ・住民登録番号 ・性別 ・本〔本貫〕 	<p>■家族証明願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人の <ul style="list-style-type: none"> ・姓名 ・住所 ・生年月日 ●家族の <ul style="list-style-type: none"> ・関係 ・姓名 ・住所 ・その他
<p>■基本証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ●登録基準地 ●本人の <ul style="list-style-type: none"> ・区分 (続柄) ・姓名 ・出生年月日 ・住民登録番号 ・性別 ・本〔本貫〕 ●本人の一般身分事項 (出生・国籍回復・改名) 詳細 	<p>■出生簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名前 ・出生日 ・出生地 ・申告地〔届出地〕 ・申告日〔届出日〕 ・申告人〔届出人〕
<p>■婚姻関係証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ●登録基準地 ●本人及び配偶者の <ul style="list-style-type: none"> ・区分 (続柄) ・姓名 ・出生年月日 ・住民登録番号 ・性別 ・本〔本貫〕 ●婚姻事項 (婚姻・訂正) 詳細 	<p>■婚姻簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名前 ・配偶者名前 ・申告地〔届出地〕 ・申告日〔届出日〕 ・申告人〔届出人〕
<p>■入養〔養子縁組〕関係証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ●登録基準地 ●本人及び養父・養母・養子の <ul style="list-style-type: none"> ・区分 (続柄) ・姓名 ・出生年月日 ・住民登録番号 ・性別 ・本〔本貫〕 ●入養〔養子縁組〕事項詳細 	<p>■婚姻変動簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名前 ・前配偶者姓名 ・確定機関 ・申告地〔届出地〕 ・申告人〔届出人〕 <p>■身分変動簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名前 ・変動事項 ・確定機関 ・特記事項 ・申告地〔届出地〕 ・申告日〔届出日〕 ・申告人〔届出人〕

目的別登録簿による、シンプルな身分証明制度の可能性

一方、市民グループと民主労働党がつくった共同行動案のほうを見ると、そういった登録基準地といったものではなくて、代わりに住所が載っていたりとか至ってシンプルです。共同行動の名前*³にもあるのですが、目的別身分登録法制定ということで、目的別の登録簿があってそれで証明をしていくという制度をめざしていたのです。共同行動の人たちは、家族関係の登録の制度について、戸籍並流の水準にとどまっていると言っています。家族関係というところで身分証明をしていこうという制度であったり、問題となっていた住民登録番号であったり、あるいは「本貫」というのが載っていたりすることを指摘しています。

NOTE (5章)

*1 1997年3月9日、「3月8日世界女性の日」を記念して開催された第13回韓国女性大会の最終日に、李李效再（イ・イ・ヒョジェ）ら170名が提案した「父母の姓ともに使うこと宣言」が採択され、これを契機に戸主制度廃止運動が進展した。

*2 » [学習会② 配布資料\(その1\)](#) p.10